

## 目黒区談合情報取扱要綱

平成17年12月26日付け目総契第921号決定

### (目的)

第1条 この要綱は、目黒区が発注する契約に係る談合情報（以下「談合情報」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、目黒区が発注する契約に係る、公正な競争を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、目黒区が発注するすべての契約に適用する。

### (談合情報を受けたときの取扱い)

第3条 談合情報を受けたときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約担当者は、談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について談合情報報告書（別記第1号様式）により入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）に付議しなければならない。
- (2) 委員会は、契約担当者から前号の規定による付議があったときは、情報の提供者が明確か、具体的な談合の内容が示されているか等の観点から情報の信憑性を確認し、第4条以下の手続を行うことが必要であるか否かについて審議しなければならない。
- (3) 契約担当者は、委員会の審議を踏まえて第4条以下の手続によることとした談合情報については、談合情報報告書により速やかに公正取引委員会へ通報するものとする。その後は、当該手続の各段階において逐次公正取引委員会へ報告するとともに、必要に応じ所轄の警察署へ連絡するものとする。  
この場合において、公正取引委員会から入札停止その他の具体的な手続の指示又は協力要請等があった場合は、第4条以下の規定にかかわらず、当該指示等に従うものとする。
- (4) 談合情報については、公正取引委員会の審査の妨げを防ぐため、報道機関等から説明を求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨のみを明らかにするものとする。

### (入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い)

第4条 契約担当者は、入札執行前に談合情報を受けた場合において、当該談合情報について調査の必要があると認めるときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加予定者」という。）に対して次の注意事項を明示し入札を執り行うものとする。この場合において、必要に応じ入札締切時刻又は入札日の繰下げにより入札を延期することができる。

- (1) 入札参加予定者に対し、入札書と同時に積算内訳書の提出を求め、内容を

審査した上で落札者の決定を行うこと。

- (2) 談合の事実が明らかとなった場合は、入札を無効とすること。
- (3) 一度提出した入札書及び積算内訳書については、返還しないこと。
- 2 契約担当者は、入札時に提出された積算内訳書の内容審査を行い、談合の形跡がないかを入念にチェックするものとする。
- 3 契約担当者は、当該入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）全員に対し事情聴取を行うものとする。
- 4 契約担当者は、聴取結果について事情聴取書（別記第2号様式）を作成し、入札書、積算内訳書及び審査結果を添えて委員会に付議しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定による付議があったときは、談合の事実があったと認められるか否かについて審議しなければならない。
- 6 契約担当者は、委員会の審議の結果を踏まえ、談合の事実があったと認めるときは、入札を無効とし、談合の事実があったと認められないときは、入札参加者から誓約書（別記第3号様式）の徴収を行った上で、落札者を決定するものとする。

（入札後契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い）

- 第5条 契約担当者は、入札後、契約締結前に談合情報を受けた場合において、当該談合情報について調査の必要があると認めるときは、入札参加者全員に対し積算内訳書の提出を求め内容審査を行い、談合の形跡がないかを入念にチェックするものとする。
- 2 契約担当者は、入札参加者全員に対し事情聴取を行うものとする。
  - 3 契約担当者は、聴取結果について事情聴取書を作成し、入札書、積算内訳書及び審査結果を添えて委員会に付議しなければならない。
  - 4 委員会は、前項の規定による付議があったときは、談合の事実があったと認められるか否かについて審議しなければならない。
  - 5 契約担当者は、委員会の審議の結果を踏まえ、談合の事実があったと認めるときは、入札を無効とし、談合の事実があったと認められないときは、入札参加者全員から誓約書の徴収を行った上で、落札者と契約を締結するものとする。

（契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い）

- 第6条 契約担当者は、契約締結後に談合情報を受けた場合において、当該談合情報について調査の必要があると認めるときは、入札参加者全員（当該契約の相手方を含む。以下この条において同じ。）に対し積算内訳書の提出を求め内容審査を行い、談合の形跡がないかを入念にチェックするものとする。
- 2 契約担当者は、当該契約の入札参加者全員に対し事情聴取を行うものとする。
  - 3 契約担当者は、聴取結果について事情聴取書を作成し、入札書、積算内訳書及び審査結果を添えて委員会に付議しなければならない。
  - 4 委員会は、談合の事実があったと認められるか否かについて審議しなければならない。
  - 5 契約担当者は、委員会の審議の結果を踏まえ、談合の事実があったと認める

ときは、履行進捗状況等を考慮して契約を解除するか否か決定し、談合の事実があったと認められないときは、入札参加者全員から誓約書の徴収を行った上で、契約を継続するものとする。

(事情聴取の方法等)

第7条 第4条から前条までに定める事情聴取は、総務部契約課長及び契約課職員の数人により行い、対象者は原則として契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

2 事情聴取は、事情聴取の対象者を1社ずつ区の会議室等に呼び出し、聞き取りを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。

